

 \bigcirc

平成17年7月8日(金) 第1657号

毎週火・金曜日発行

次 目

	規	則	
山形県医師修学資金貸与条例施行規則			(健康福祉企画課) 756
山形県都市公園条例施行規則の一部を改正			***************************************
山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改			• • • • • • • • • • •
米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例			• • • • • • •
水がくりが 「米///00 配と以正する米//		でためる があ	(又過举盖味)/13
	訓	令	
職員の修学部分休業に関する規程			(人 事 課)同
山形県事務代決及び専決事務に関する規程	星の一部を改	正する訓令	(同)776
	4-	_	
	告	示	
山形県社会福祉施設整備資金利子補助金多	で付規程の一	部を改正する規程.	(健康福祉企画課)同
生活保護法による指定医療機関の指定			(同)777
生活保護法による指定医療機関の廃止の履			
生活保護法による指定施術機関の指定			(同)同
生活保護法による指定施術機関の廃止の届	醋出		(同)同
生活保護法による指定介護機関の指定			(同)778
指定居宅サービス事業者の指定			(最上総合支庁福祉課) 同
指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業	僕所の所在地	の変更	(庄内総合支庁福祉課) 同
指定居宅介護支援事業者の指定			(同) 同
昭和57年2月県告示第214号(と畜場法施	行規則の規定	こによる検印のと畜	場番号の指定)の
一部改正			(保健薬務課)779
公共測量の実施の通知			(農村計画課) 同
土地改良区の役員の退任の届出			(最上総合支庁農村計画課)同
土地改良区の役員の就任の届出			(同)780
土地改良区の定款変更の認可			(置賜総合支庁農村計画課) 同
土地改良区の役員の退任の届出			(庄内総合支庁農村計画課)781
道路の位置の指定		(村山紅	総合支庁北村山総務建築課)同
開発行為に係る工事の完了			(最上総合支庁建築課) 同
都市計画事業の認可			(都市計画課)同
土地区画整理組合の理事の退任の届出			(同)782
建築基準法に係る確認その他の処分及び執	8告に関する	書類の閲覧に関する	る規程(建築住宅課)… 同
建築基準法第7条の3第1項及び第6項に			
j	選挙管理委	員会関係	
	告	示	
政公団体の設立			F
政治団体の設立			
政治団体の届出事項の異動			

人事委員会関係

規 則 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則......785 企業局関係 規 程 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程.......787 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程......789 病院事業局関係 規 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程......790 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程......793 山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程....... 同 公 告 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請......(最上総合支庁企画振興課)...794 平成17年度採石業務管理者試験の実施......(産業政策課)...同 一般競争入札の公告......(出 納 局)...同

> 規 則

山形県医師修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第57号

山形県医師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県医師修学資金貸与条例(平成17年7月県条例第78号。以下「条例」という。)の施行に 関し必要な事項を定めるものとする。

(収入基準額)

第2条 条例第2条第1号二及び同条第2号ハに規定する規則で定める額は、独立行政法人日本学生支援機構に関 する省令(平成16年文部科学省令第23号)第22条第2項第2号に規定する収入基準額とする。

(特定診療科)

- 第3条 条例第2条第2号イに規定する規則で定める診療科は、小児科、産婦人科、放射線科及び麻酔科とする。 (申請の手続)
- 第4条 条例第1条に規定する修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けようとする者は、知事の定め る日までに山形県医師修学資金貸与申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければ ならない。
 - (1) 条例第1条に規定する大学(以下「大学」という。)の医学を履修する課程に在学する者であることを証明す
 - (2) 大学における学業成績を証明する書類(修業年数が1年に満たない者にあっては、卒業した高等学校におけ

る学業成績を証明する書類)

- (3) 健康診断書(エックス線胸部撮影の結果を明記したもので、申請の日前2月以内に受診したものに限る。)
- (4) 戸籍謄本(申請の日前2月以内に発行されたものに限る。)
- (5) 生計を維持する者の収入を証明する書類
- (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 地域医療従事医師確保修学資金の貸与を受けようとする者にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、条例第 2条第1号八に掲げる要件を証明する書類を添付しなければならない。

(保証人)

- 第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、知事が適当と認める保証人(以下「保証人」という。)2人を立てなければならない。
- 2 保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して返還の債務を負担するものとする。

(誓約書)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、知事の指示に従い、誓約書(別記様式第2号)に保証人の印鑑証 明書及び収入を証明する書類を添えて提出しなければならない。

(貸与の決定)

- 第7条 知事は、第4条に規定する申請書等の提出があった場合において、当該申請書等の審査及び面接により修 学資金を貸与することが適当であると認めたときは、修学資金を貸与することを決定する。
- 2 知事は、前項の規定により修学資金を貸与することを決定したときは、山形県医師修学資金貸与決定通知書(別記様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

(貸与の方法)

- 第8条 知事は、前条第1項で決定された修学資金の年額の4分の1に相当する額を5月、8月、11月及び2月に それぞれ貸与するものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合には、これによらないことができるものと する。
- 2 修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)は、前項の規定により修学資金の貸与を受けたときは、そのつど借用証書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(貸与の保留)

第9条 知事は、修学生が正当な理由なく第16条に規定する書類を提出しないときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還)

- 第10条 条例第6条の規定による修学資金の返還は、月賦による均等払いの方法により行わなければならない。ただし、当該修学資金の全部又は一部を繰り上げて返還することを妨げない。
- 2 修学資金を返還しなければならない者は、当該返還の事由が生じた日(条例第8条第3項の規定による債務の 免除を申請した者にあっては、その申請に対する決定の通知を受けた日)から起算して20日以内に、山形県医師 修学資金返還明細書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(返還の猶予の申請手続)

第11条 条例第7条の規定による債務の履行の猶予を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日(当該事由が条例第6条第1項各号に掲げる事由が生じた日前に生じたときは、同項各号に掲げる事由が生じた日)から起算して20日以内に、山形県医師修学資金返還猶予申請書(別記様式第6号)に当該事由を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還の免除の申請手続)

第12条 条例第8条の規定による債務の免除を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日から起算して20日以内に、山形県医師修学資金返還債務免除申請書(別記様式第7号)に医師免許証の写し(同条第3項に該当する者が医師免許を取得していない場合を除く。) 履歴書及び当該事由に該当することを証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(在職期間の計算)

- 第13条 条例第8条第1項及び第2項に規定する在職期間は、期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数により計算するものとする。ただし、期間の終了した月において再び期間が開始することとなったときは、その月を1箇月として算入するものとする。
- 2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、当該期間中に休職、停職又は育児休業の期間(以下「休職等期間」という。)があるときは、休職等期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数を控除するも

のとする。ただし、休職等期間の終了した月において再び休職等期間が開始することとなったときは、その月を 1箇月として控除するものとする。

(へき地等の公立病院等)

- 第14条 条例第8条第1項第1号イに規定する規則で定めるへき地等の公立病院等は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 人口5万人未満の市町村に所在する条例第1条に規定する公立病院等(以下「公立病院等」という。)
 - (2) 人口5万人以上の市に所在する公立病院等であって、医療機関が不足している地域の住民に対して診療、往診その他在宅医療を積極的に実施していると知事が認めるもの

(県外の医療機関)

- 第15条 条例第8条第1項第1号イ及び同項第2号イの規則で定める県外の医療機関は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)第2条に規定する独立行政法人国立病院機構が設置する病院
 - (2) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人が設置する病院
 - (3) 厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第16条第1項に規定する国立高度専門医療センター
 - (4) その他知事が高度医療を提供していると認める医療機関

(学業成績を証明する書類の提出)

第16条 修学生は、毎年(修学資金の貸与が決定された日の属する年を除く。)4月15日までに前年度の学業成績を 証明する書類を知事に提出しなければならない。

(届出)

- 第17条 修学生は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
 - (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 退学したとき、又は医学を履修しなくなったとき。
 - (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - (4) 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。
 - (5) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、保証人が死亡したとき又は保証人に破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。
- 2 修学資金の貸与を受けた者(修学生を除く。以下この条において同じ。)は、修学資金の返還の債務が消滅するまでの間において、前項第1号若しくは第5号のいずれかに該当することとなったとき、又は医師免許を取得し、勤務に従事し、若しくは勤務先(条例第2条第2号に規定する特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けた者にあっては、勤務先及び診療科)を変更したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(保証人による手続)

- 第18条 保証人は、修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
- 2 第10条第2項、第11条及び第12条の規定による手続は、修学資金の貸与を受けた者が死亡又は心身の故障等により自らその手続を行うことができないときは、保証人が行なうものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成17年7月8日(5	金曜日)	山 形 県	公 報	第1657号
式第1号		/ = \		
		(表)		年 月 日
山形県知事 殿				+ H D
山形乐和争			申請	考 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —
			中明	ㅂ
	ıl	山形県医師修学資金	:貸与由詰書	
		1/1/ V/ EHLIN 1 MM		
山形県医師修学資	金の貸与を受けたい。	ので、関係書類を済	ふえて申請します。 ふえて申請します。	
ふりがな			男 生年月 女	年 月 日 3 日 〈** #*、
氏 名	和压恶口		又	(満 歳)
住 所	郵便番号		a a÷:	(平口 /)
	第1希望()	 第 2 希望 (話番号 ()
希望する修学資金	赤 布皇(-) 2. 性定診療科医	新確保修学咨全)
希望する診療科	(1 地域区源促争)	乙 即唯	2 付足的原付区	""唯体修士其亚 <i>)</i>
(希望する修学資	 第1希望()	笋 2)	
金で2を選んだ場	1	•	=	处科)
合のみ記入)	(1.37511 2		בייון יי וייאונגא	rri)
1 37 37 1127 ()				
	名 称			
卒業した高等学校				
	卒 業 年 月	E	月 月	
	P 11			
	名 称	1		
	13.			

年 月

入 学 年 月

半历	成17年7月8日(金曜日)					Щ	形	県	公	報				第	1657=	5		
								(裏)										
	ıSı	IJ	が	な	続 柄	年齢	職	業((勤	務	先)			間		居	又	
	氏			名	מור נועה		X	は	学	校	名	年	収	額	別	居	の	
						歳								円				
家																		
族																		
胅																		
の																		
•,																		
状																		
況																		
	_		郵便番	묵														
冢 方	医の	住 所								電話習	昏号		()			
			1.0		1													
	ふ氏	IJ	が	な 名														
	生	年	月	日		年	:	——月	<u> </u>	日			年		月			E
	±		<i>–</i>				•								7			_
保																		
保証人に	住			所														
になる					1	電話番	号	()			電	話番号		()		
なる者に関する事項	本			籍														
<u> </u> 関す	職			業														
る 事	-1-40																	
頂	勤	χ	务	先														

円

円

間

年

収

本人との関係

λ

額

様式第2号

誓 約

報

山形県医師修学資金の貸与を受けるにつきましては、山形県医師修学資金貸与条例及び山形県医師修学資金貸 与条例施行規則を守り、大学卒業後は同条例に規定する県内の公立病院等に医師として勤務することを誓いま

なお、同条例の規定により山形県医師修学資金を返還しなければならないときは、返還期限までに確実に返還 します。

年 月 日

住 所 氏 名 EΠ

山形県知事 殿

上記の者が貸与を受ける山形県医師修学資金については、本人と連帯して返還の債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人 住 所 氏 名 連帯保証人 住 所 氏 名

山形県知事 殿

樣

様式第3号

묵 第 年 月 В

EΠ

印

山形県知事 ΕD

山形県医師修学資金貸与決定通知書

山形県医師修学資金を貸与することを、下記により決定しましたので通知します。

記

1 修学生住所

氏名

- 2 決定番号
- 3 保証人の氏名
 - (1)
 - (2)
- 4 修学資金の種類
- 5 修学資金の額及び貸与期間
 - (1) 修学資金の額 金

円

年 月 日から翌年3月31日まで (2) 貸与期間

日(金

6 貸与予定日

(1) 年 月 日(金

円)

年 月 (2)

(3) 年 月 日(金 円) 円)

(4) 年 月 日(金 円)

7 知事が貸与期間満了の日までに何らかの意思表示をしない場合は、同一の条件で1年間貸与期間が更新され たものとします。

次年度以降においても同じです。

平成17年7月8日(金曜日)	山 形	県 公 報	9	第1657号
↓ ↓ 様式第4号				年 月 日
山形県知事 殿				+ 7 1
			住 氏 名	EP
	借	用証書		
山形県医師修学資金貸与領	条例の規定に基づき、	下記のとおり山形県医	師修学資金を借用し	しました。
		記		
 	円			
	月 日受領分として	-		
 様式第 5 号				
 				年 月 日
			住 所 氏 名	ĆD.
	山形県医師	修学資金返還明細書	氏 名	Ер
 山形県医師修学資金貸与条	÷例に基づき貸与を受け	ナた修学資金について	、次のとおり返還し)ます。
貸与を受けた者の氏名		決 定 番 5	를	
┃				
		貸与総額		円
 返還すべき額		利 息 額		円
		返還済額		円
		返還免除額		円
貸 与 期 間	年 月か	ら 年 月ま	で(計 年 月	月)
貸与休止の有無及び期間	有・無	年 月から 年	月まで(計 年	手 月)
返 還 の 理 由				
上記の事由が生じた年月日		年	月 日	
	月賦又は一括の別	月	賦 • —	括
	返 還 予 定 日	毎月	日・月	В
┃ 返 還 方 法 ┃	返還に要する期間	年月から	5 年 月	まで(計 月)

月

賦

額

の

円

1 /3% 17	T ,	,,,	н (₩## □	-
					_

様式第6号

年 月 日

山形県知事 殿

住 氏 名

E

山形県医師修学資金返還猶予申請書

山形県医師修学資金貸与条例に基づき、山形県医師修学資金の返還の債務の履行を猶予願いたく申請します。

貸与を受けた者の 氏 名	│
勤 務 先	
修学資金の種類	
	貸与総額門
猶予を受けようと	利 息 額 円
す る 額	返還済額
	返 還 免 除 額 円
猶予を受けよう と す る 期 間	
申 請 理 由	

備考 申請理由を証明する書類を添付すること。

様式第:	7号	

(表)

年 月 日

山形県知事 殿

住 所氏 名

印

山形県医師修学資金返還債務免除申請書

山形県医師修学資金貸与条例に基づき、山形県医師修学資金の返還の債務の免除を受けたいので申請します。

貸与を受けた者の氏名			決 定 番	号		
修学資金の種類						
			貸与総	額		円
免除を受けようとする額		円	利 息	額		円
光际を支げようこする領		[]	返 還 済	額		円
			返還未済	額		円
貸 与 期 間	年	月 E	日から 年	月	日(計 年 月	月)
医籍登録番号	第	号图	上療登録年月日	年	月	日
休職 又は停職の 有無及び期間	有・無	î	手 月 日か	から 年	月 日まで	
県外の医療機関での 研修の有無および期間	有 · 無	î	手 月 日 <i>t</i>	から 年	月 日まで	
申 請 理 由						

(裏)

	医	療	機	関	Ø	名	称	在		職	期		間
								年	月	日から	年	月	日まで
								年	月	日から	年	月	日まで
								年	月	日から	年	月	日まで
								年	月	日から	年	月	日まで
								年	月	日から	年	月	日まで
								年	月	日から	年	月	日まで
在職した医療機関の								年	月	日から	年	月	日まで
名称及び在職期間								年	月	日から	年	月	日まで
								年	月	日から	年	月	日まで
								年	月	日から	年	月	日まで
								年	月	日から	年	月	日まで
								年	月	日から	年	月	日まで
								年	月	日から	年	月	日まで
								年	月	日から	年	月	日まで
								年	月	日から	年	月	日まで

備考 医師免許証の写し、履歴書及び申請理由を証明する書類を添付すること。

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤

弘

山形県規則第58号

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県都市公園条例施行規則(昭和55年4月県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中「有料公園施設」を「条例第15条の規定により指定管理者が都市公園の管理を行う場合(以下「指定管理者が管理を行う場合」という。)を除き、有料公園施設」に改める。

第6条中「者は」を「者は、指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第7条第1項中「者は」を「者は、指定管理者が管理を行う場合を除き」に改め、同条第2項中「当該許可」を「指定管理者が管理を行う場合を除き、当該許可」に改める。

第9条第2項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第10条第2項の規定による条例第5条第1項の許可を受けて山形県総合運動公園の陸上競技場又は中山公

園の野球場に常時広告物を表示する場合の使用料の額は、別表第3のとおりとする。

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3

常時広告物を表示する場合の使用料

施設	区	分	単	位	金	額
山形県総合運動公園の 上競技場	陸 メインスタン 上部フェンス	ンド観覧席最	1 広告物 1 ^ュ つき	平方メートル 1 年に		50,000円
	メインス <i>タ</i> ゲート上部	ンド観覧席	1 広告物 1 ^ュ つき	平方メートル 1 年に		50,000円
	フィールドク	ート上部	1 広告物 1 ^ュ つき	平方メートル 1 年に		50,000円
中山公園の野球	場 外野フェンス	ζ.	1 広告物 1 ^ュ つき	平方メートル 1 年に		50,000円
	内野フェンス	ζ	1 広告物 1 ^ュ つき	平方メートル 1 年に		40,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第6条及び第7条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第59号

山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

山形県屋外広告物条例施行規則(昭和49年12月県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「物件」を「物件(以下「掲出物件」という。)」に改め、同項第2号中「広告物を掲出する物件」及び「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第3号及び同条第2項中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第3条第1項中「はり札」を「はり札等」に改め、同項第2号中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第4条中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に、「広告物美観維持基準(」を「基準(」に改める。

第9条第1項及び第9条の2中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第10条中「はり札」を「はり札等」に改める。

第12条第5号及び第6号を次のように改める。

- (5) 条例第21条の5第1項の規定による届出書 屋外広告業登録事項変更届出書(別記様式第11号)及び当該変更に係る第14条第2項各号に規定する書類
- (6) 条例第21条の7第1項の規定による届出書 屋外広告業廃業等届出書(別記様式第12号)

第12条の次に次の1条を加える。

(広告物等を保管した場合の掲示の場所)

第12条の2 条例第16条の2第2項第1号に規定する規則で定める場所は、保管した広告物又は掲出物件が表示され、又は設置されていた区域を所管する総合支庁建設部建設総務課、西村山総務建築課、北村山総務建築課又は 西置賜総務建築課内とする。

第13条中「第17条第2項」を「第17条第2項及び第24条の4第2項」に、「屋外広告物検査員の証」を「屋外広告物(業)検査員の証」に改める。

第14条を次のように改める。

(登録の申請)

- 第14条 条例第21条の2第1項に規定する登録申請書は、屋外広告業登録申請書(別記様式第14号)とする。
- 2 条例第21条の2第2項に規定する書面は、誓約書(別記様式第15号)とし、その他規則で定める書類は、次に

掲げるものとする。

- (1) 登記事項証明書(登録申請者が法人である場合に限る。)
- (2) 登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。)の住民票の抄本又は外国人登録証明書の写し(登録申請者が個人である場合に限る。)
- (3) 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。)の略歴を記載した書面(別記様式第15号の2)
- (4) 業務主任者となる資格を有する者であることを証する書面及び住民票の抄本又は外国人登録証明書の写し
- 3 条例第21条第3項の規定による更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の 満了の日の30日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

第16条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「第54条第1項」を「第44条第1項」に改める。 第18条中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を 第2号とし、第4号を第3号とし、同条を第21条とする。

第17条の次に次の3条を加える。

(標識)

- 第18条 条例第23条の 2 に規定する標識は、屋外広告業者登録票(別記様式第20号)とし、規則で定める事項は、 次に掲げるものとする。
 - (1) 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 登録の有効期間
 - (3) 営業所の名称
 - (4) 業務主任者の氏名

(帳簿の記載事項等)

- 第19条 条例第23条の3に規定する帳簿の様式は、別記様式第21号とし、次に掲げる事項を記載し、広告物又は掲出物件の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。
 - (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 広告物又は掲出物件を表示又は設置した年月日及び場所
 - (3) 広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (4) 請負金額
- 2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿への記載に代えることができる。
- 3 第1項の帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)は、各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。 (登録簿及び監督処分簿の閲覧場所)
- 第20条 条例第21条の6及び第24条の3第2項の規定による屋外広告業者登録簿及び屋外広告業者監督処分簿を閲覧に供する場所は、土木部都市計画課、各総合支庁建設部建設総務課、西村山総務建築課、北村山総務建築課及び西置賜総務建築課内とする。

別表第1中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同表共通のものの項中

Γ				
	は	13	札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙、布、ビニール等をは り、容易に取り外すことができる状態で、建物その他の工作物に表示されるもの
Idv	IO	.,		り、容易に取り外すことができる状態で、建物その他の工作物に表示されるもの
立				木枠等に紙、布、ビニール等をはつたもの又はベニヤ板、プラスチック板その他
	看	板	これらに類するものに、紙、布、ビニール等をはり、あるいは直接ペンキ等で書	
			いたもので、立てられ、又は建物その他の工作物に立て掛けられて表示されるも	
			Ø	

	はり	12	#I	<u>~</u>	容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他	
		')	化	ਚ	これに類する広告物	_{I=}
	立 看	 ₩	~ <u>~</u>	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられて	10	
		似	₹	いる立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)		

に、

を

布等をさおその他の棒状の物件に取り付けて作成されたもので、単独で立てら ぼり を れ、又は建物その他の工作物若しくはこれら以外の物件に取り付けられたもの

容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができ 告 旗 る状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を に改める。 広 含む。)

別表第3建植広告の項中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同表共通のものの項中「はり札」を 「はり札等」に、「立看板」を「立看板等」に、「のぼり」を「広告旗」に改める。

別表第4共通のものの項中「はり札」を「はり札等」に、「立看板」を「立看板等」に、「のぼり」を「広告旗」 に改める。

別記様式第1号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「広告物を掲出する物件」を「掲 出物件」に改め、同様式の注書第1項中「はり札及び立看板」を「はり札等及び立看板等」に改める。

別記様式第1号の2中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式の注書第1項中 「立看板」を「はり紙、はり札等及び立看板等」に改める。

別記様式第7号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「屋外広告物を掲出する物件」を 「掲出物件」に改める。

別記様式第10号から別記様式第12号までを次のように改める。

様式第10号 削除

様式第11号

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は法人にあつては主たる事務所の所在地

届出者 郵便番号

商号、氏名又は法人にあつては名称及び代表者の氏名

EΠ

電話番号

屋外広告業登録事項変更届出書

次の事項について変更したいので、山形県屋外広告物条例第21条の5第1項の規定により、届け出ます。

출	Ķ Ž		録		番		号	山形!	県屋タ	外広告	業登	録 第		号							
2	Ķ Ž	鉧	ł.	年	F	1	日		í	Ŧ		月		日							
垄	K Z	更	に	係	る	事	項	変		更		前	变		更	後	変	更	年	月	日

届出者

様式第12号

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は法人にあつては主たる事務所の所在地 郵便番号

商号、氏名又は法人にあつては名称及び代表者の氏名

EП

電話番号

屋外広告業廃業等届出書

山形県屋外広告物条例第21条の7第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登	録		番		号	山刑	5県屋外12	5.告業3	登録 :	第	号					
登	録	年	F	1	日		年	月		B						
	美等をし)商号、															
届	出	の	事	Ī	由	1 4	死亡 解散	2 5	合併 廃止	による消	滅	3	破産			
届出	当事由の	の生し	じた	年月	日			年	月	日						
屋届	外 広 出 者	告と	業 の	者関	と係	1 4	相続人 清算人	2 5	元代: 本人	表役員	3	破産管	討人			

(注)「届出の事由」及び「屋外広告業者と届出者との関係」については、該当するものに丸印を付すこと。

別記様式第13号表中「屋外広告物検査員の証」を「屋外広告物(業)検査員の証」に改め、同様式裏中「広告物を掲出する物件」及び「これを掲出する物件」を「掲出物件」に、

- 「2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、 これを提示しなければならない。
- 「2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、 これを提示しなければならない。

(報告及び検査)

第24条の4 知事は、県内を営業区域として広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物 に改める。件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記様式第13号の2中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「広告物を掲出する物件」 を「掲出物件」に改める。

別記様式第14号及び別記様式第15号を次のように改める。

1 ** -	は第1	
ᄍᆕᅮ	læ1	1 <i>1</i> 1 . =
12K 1	va	

表

山形県証紙 ちょう付欄

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は法人にあつては主たる事務所の所在地 申請者 郵便番号

商号、氏名又は法人にあつては名称及び代表者の氏名

電話番号

屋外広告業登録申請書

第21条第1項 山形県屋外広告物条例 の規定により、屋外広告業の登録を申請します。 第21条第3項

28.43.01.14.14.15	新	規		登 釒	录番	号	山形県	屋外広台	5業登録	第	号			
登録の種類	更	新		登 録	年月	日		年	月	日				
	営	業	所	の	名	称								
	所		7	玍		地								
県内を営業区 域とする営業	電		話	番	•	号								
所等	業	務主	壬任	者(の 氏	:名								
							1 条	例第23名	条第1項第	第1号の	試験の1	合格者	•	
	業	務主任	E 者 7	が有る	するi	筝格			条第1項の					_
				.		- 18			守県等が開 					_
							4 条	例第23名	条第1項第	第4号に	規定する	る免許	所持者:	等

- (注) 1 印のある欄には新規に登録の申請をする場合は、記入しないこと。
 - 2 「登録の種類」及び「業務主任者が有する資格」については、いずれか該当するものに丸印を付すこ と。

裏

	職	名	フ リ ガ ナ 氏 名
役 員 の 職 氏 名 (申請者が法人である場 合)			

法定代理人の氏	フ リ ガ ナ 氏 名	住	所	電話番号
名等 (申請者が未成 年者である場 合)		郵便番号		
他の地方公共団体における登録	地方公共団体名	登録	年 月 日 登	録 番 号
番号等				

樣式第15号

誓 約 書

私は、山形県屋外広告物条例第21条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者氏名又は名称及び代表者の氏名

印

山形県知事 殿

別記様式第15号の次に次の1様式を加える。

様式第15号の2

登録申請者(本人・法定代理人・法人の役員)の略歴書

現住	所及	び電	話番	号	郵便番号(-)
-					電話番号() -
フ	IJ	ガ		ナ	生 年
商号	、氏	名又	は名	称	月日日
	期間				
略	自	年	月	日	職務内容又は業務内容
	至	年	月	日	
歴					
1115					
賞		年	月	日	賞罰の内容
_ A					
罰					
	L				
上記σ	ことおり				
		年		月	
					氏 名 印 一

別記様式第19号の次に次の2様式を加える。

様式第20号

			J	室	g	\	広	告	業	者	登	録	票	
商	号、	氏	名	又	はも	3 称								
法人	人であ	る場	合の)代表	者の	氏名								
登		録		番		号	山形県	屋外広	告業登録	第	号			
登	録	の	有	効	期	間		年	月	日から	年	月	日まで	
営	業	所	÷	の	名	称								
<u>ت</u> ه	D営業	所の	業務	务主任	者の	氏名								

(日本工業規格A列4番 横)

様式第21号

			氏	名	i	又	は	f	名	称									
注	文	者	住	所	及	び	電	話	番	号	電話	潘号	()	_			
			表	示又	はき	設置	の場	易所											
			名	称	又	は	種	類											
広告物	又は提出物	勿件	数					量											
			表	汉元	は設	置の	年月	月日			年			月		日			
			請	1	負	á	È.	額											

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条、第13条及び第14条の改正規定、第18条の改正規定 (「これ を掲出する物件」を「掲出物件」に改める部分を除く。) 第17条の次に3条を加える改正規定、別記様式第10号か ら別記様式第13号までの改正規定、別記様式第14号の改正規定、別記様式第15号の改正規定、同様式の次に 1 様式 を加える改正規定並びに別記様式第19号の次に2様式を加える改正規定は、平成17年10月1日から施行する。

米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第60号

米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第52号)の施行期日は、平成18年4月1日とする。

訓令

山形県訓令第15号

庁 中

出先機関

職員の修学部分休業に関する規程を次のように定める。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

職員の修学部分休業に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の2の規定に基づく修学 部分休業の承認の申請手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認の申請)

- 第2条 職員は、法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けようとするときは、修学部分休業承認申請書(別記様式第1号)により、修学部分休業を始めようとする日の1月前までに申請しなければならない。 ただし、修学部分休業を始めようとする日の1月前までに入学が決定されない場合その他申請できないことについてやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- 2 前項の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

(修学状況変更の届出)

第3条 修学部分休業をしている職員は、山形県職員等の修学部分休業に関する条例(平成17年7月県条例第68号) 第4条第1項各号に定める事由に該当する場合その他当初承認された修学部分休業に係る修学状況について変更 が生じたときは、速やかに修学状況変更届(別記様式第2号)を提出しなければならない。

(修学状況等の確認)

- 第4条 職員の修学状況を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して修学状況に関する報告を求めることができる。
- 2 職員の修学部分休業の期間が満了したときは、当該修学の履修内容及び成績等を証明する書類の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
 - (山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正)
- 2 山形県職員の人事に関する手続規程(昭和38年8月県訓令第52号)の一部を次のように改正する。 第31条第1項に次の2号を加える。
 - (22) 修学部分休業承認申請書(職員の修学部分休業に関する規程(平成17年7月県訓令第15号。以下「修学休業規程」という。)別記様式第1号による。)
 - (23) 修学状況変更届 (修学休業規程別記様式第2号による。)

第31条第6項中「部分休業」を「部分休業又は修学部分休業」に改める。

別記

様式第1号

修学部分休業承認申請書

年 月 日

印

山形県知事

殿

(申請者) 所属 職名

氏名

下記のとおり修学部分休業の承認を申請します。

1	教育	施設名				2 (職:	通 学 場~教	空時間 (育施設)		時間		分
3	修学	内容等										
4	申請	期間		年	月	日	から		年	月	日	まで
				年	月	日	から		年	月	日	まで
			毎日	時	分~	時	分	水	時	分~	時	分
			月	時	分~	時	分	木	時	分~	時	分
			火	時	分~	時	分	金	時	分~	時	分
				年	月	日	から		年	月	日	まで
			毎日	時	分~	時	分	水	時	分~	時	分
			月	時	分~	時	分	木	時	分~	時	分
5	休 業	時間	火	時	分~	時	分	金	時	分~	時	分
٥	W **	h4 lel		年	月	日	から		年	月	日	まで
			毎日	時	分~	時	分	水	時	分~	時	分
			月	時	分~	時	分	木	時	分~	時	分
			火	時	分~	時	分	金	時	分~	時	分
				年	月	B	から		年	月	日	まで
			毎日	時	分~	時	分	水	時	分~	時	分
			月	時	分~	時	分	木	時	分~	時	分
			火	時	分~	時	分	金	時	分~	時	分
6	備	考										

- (注) 1 この申請書には、申請に係る教育施設の入学を証明する書類(合格通知、教育施設が発行する入学証 明書等)を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること(写しでも可)。
 - 2 「修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているか記入 すること。
 - 3 「休業期間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
 - 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間 がある場合は、その旨及び期間を「備考」に記入すること。
 - 5 修学部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

(裏面)

日	付	休業の	D承認を取	り消された	き時間	時間数	申請者	承認権	経	ф	者	ED	備	考
	נין	午	前	午	後	可间数	ED	者 印	紅	由	白	Clì	TATE	75
		時	分から	時	分から	時間								
		時	分まで	時	分まで	分								
		時	分から	時	分から	時間								
		時	分まで	時	分まで	分								
		時	分から	時	分から	時間								
		時	分まで	時	分まで	分								
		時	分から	時	分から	時間								
		時	分まで	時	分まで	分								

時分から 時 分から 時間 時分まで 分から 時間 時分から 時 分から 時間 時分から 時間 分から 時間 時分から 時 分から 時間 時分から 時間 分から 時間 時分から 時間 分まで 分から 時 分から 時間 分まで 分から 時間 分まで 分から 時 分から 時間 分まで 時 分から 時間 分まで 分から 時間 分まで 分から 時 分から 時間 分まで 時 分から 時間 分まで 時								
時分まで 時分まで 分 時分まで 分から 時間 時分まで 分から 時間 時分から 時の 分から 時分から 時間 分まで 分まで 分から 時間 時分まで 分から 時間 時分から 時間 分まで 時分から 時間 分まで 時分から 時間 分まで 時分から 時間 分まで 時分から 時間 時間 時分から 時間 時間 <	時	分から	時	分から	時間			
時分まで 時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分まで 分から 時の分から 時間 時分まで 分から 時の分から 時間 時の分から 時間<	時	分まで	時	分まで	分			
時分から 時 分から 時間 時分まで 分から 時間 時分から 時間 分から 時分から 時間 分まで 時の分から 時間 分まで 時の分から 時間 分まで 時の分から 時間 分まで <td>時</td> <td>分から</td> <td>時</td> <td>分から</td> <td>時間</td> <td></td> <td></td> <td></td>	時	分から	時	分から	時間			
時分まで 分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 けるまで 分分 時分から 時間 時分まで 分分 時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分まで 分から 時分まで 分から 時の分から 時間 時の分から 時間 分まで 分から 時の分から 時間	時	分まで	時	分まで	分			
時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間 分まで 分から 時分から 時間 分から 時間 分から 時間 分から 時間 分から 時間 分から 時間 分まで 分から 時分から 時間 分まで 分から 時分から 時間 分まで 分から 時分から 時間 分まで 分から 時分から 時間 分まで 分から 時の分から 時間 分まで 分から 時間 分まで 分から 時間 分まで	時	分から	時	分から	時間			
時分まで 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 分まで 分から 時分から 時間 分よで 分から 時分から 時間 分から 時間 分まで 分から 時分から 時間 分まで 分から 時のから 分から 時のから 分から 時間 分まで 分から 時間 分から 時間 分から 時間 分から 時間 分まで 分から 時のから 分から 時間 分まで 分から 時間 分まで 分から	時	分まで	時	分まで	分			
時分から 時間分まで 分 時分から 時間 時分まで 分 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分まで 分から 時分まで 分から 時分から 時間 分まで 分から 時分から 時間 分まで 分から 時の分から 時間 時の分から 時間 日本のより 日本のより 日本のより 日本のより <	時	分から	時	分から	時間			
時分まで 時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間 分まで 分から 時分から 時間 分まで 分から 時分から 時間 分まで 分から 時分から 時間 分まで 分から 時 分から 時間 分まで 分から 時間 分まで 分から 時間 分まで 分から 時間 のよって	時	分まで	時	分まで	分			
時分から 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分まで 分分 時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間 時分まで 分から 時分まで 分から 時分から 時間 分まで 分から 時分から 時間 分まで 分から 時の分から 時間 時の分から 時間 時の分から 時間 時の分から 時間 時の分から 時間	時	分から	時	分から	時間			
時 分まで 時 分から 時間 時 分から 時間 分まで 分から 時間	時	分まで	時	分まで	分			
時 分から 時 分から 時間 時 分まで 時 分から 時間 時 分から 時間 時 時 分から 時間 時 時 分から 時間 分から 時 分から 時間 分から 時 分から 時間 分から 時 分から 時間 分まで 時 分から 時間 分まで 時 分から 時間 分まで 時 分から 時間 時間	時	分から	時	分から	時間			
時分まで 時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間	時	分まで	時	分まで	分			
時分から 時分まで 時分まで 分から 時分まで 分から 時分まで 分から 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間 時分まで 分から 時分まで 分から 時分まで 分から 時分まで 分から 時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分まで 分 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間	時	分から	時	分から	時間			
時分まで 分まで 分 時分から 時間 時分まで 分 時分から 時間	時	分まで	時	分まで	分			
時分から 時分まで 時分まで 分から 時分から 時間 時分まで 分から 時分まで 分から 時分から 時間 時分まで 分から 時分まで 分から 時分まで 分から 時分まで 分から 時分まで 分から 時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間	時	分から	時	分から	時間			
時分まで 時分から 時間 時分から 時間 時分まで 時分から 時分まで 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分まで 分 時分から 時間	時	分まで	時	分まで	分			
時分から 時間 時分まで 時分から 時分まで 時別 時分まで 時別 時分まで 時別 時分から 時間 時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間 時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間 時分まで 分から 時分まで 分から 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間	時	分から	時	分から	時間			
時分まで 分まで 分 時分から 時間 時分まで 分 時分から 時間 時分まで 分 時分から 時間 時分まで 分 時分から 時間 時分から 時間 時分まで 分 時分から 時間 時分まで 分 時分から 時間 時分まで 分 時分まで 分 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間	時	分まで	時	分まで	分			
時分から 時分から 時分まで 分から 時分まで 時の 時分まで 分から 時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間	時	分から	時	分から	時間			
時分まで 時分まで 分 時分から 時間 時分まで 分 時分から 時間 時分まで 分 時分から 時間 時分から 時間 時分まで 分 時分から 時間 時分から 時間 時分まで 分 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間	時	分まで	時	分まで	分			
時分から 時間 時分まで 時分から 時分から 時間 時分まで 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分まで 分から 時分から 時間 時分まで 分から 時分まで 分から 時分まで 分から 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間	時	分から	時	分から	時間			
時分まで 時分まで 分 時分から 時間 時分まで 時 時分から 時間 時分まで 時 時分から 時間 時分から 時間 時分まで 分 時分まで 分 時分まで 分 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間	時	分まで	時	分まで	分			
時分から 時間 時分まで 時分まで 時分から 時間 時分まで 時 分から 時間 時分から 時間 時分まで 分から 時分まで 分 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間	時	分から	時	分から	時間			
時分まで 時分まで 分 時分から 時間 時分まで 時分まで 時分から 時間 時分まで 時 時分まで 分 時分から 時間 時分から 時間 時分から 時間	時	分まで	時	分まで	分			
時分から 時間 時分まで 時分まで 時分から 時間 時分まで 時間 時分まで 時 分から 時間 時分から 時間	時	分から	時	分から	時間			
時分まで 時分まで 分 時分から 時間 時分まで 時分まで 時分から 時間	時	分まで	時	分まで	分			
時 分から 時間 時 分まで 時 分まで 時 分から 時間	時	分から	時	分から	時間		 	
時 分まで 時 分まで 分 時 分から 時間	時	分まで	時	分まで	分	 		
時 分から 時 分から 時間	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
時 分まで 時 分まで 分	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			

様式第2号

修 学 状 況 変 更 届

年 月 日

山形県知事 殿

(申請者) 所属

)

職名

氏名

次のとおり修学部分休業に係る修学状況について変更が生じましたので届け出ます。

記

1 届出の事由

修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した。 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した。

その他(

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する にはレ点を記入すること。

775

山形県訓令第16号

庁 中

出先機関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤

弘

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1人事・服務の項中第13項を第14項とし、第10項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 修学部	部長等に係	次長等及び	所属職員に	総合支庁長	課長等に係	所属職員に	
分休業に	るもの	課長に係る	係るもの	及び部長に	るもの	係るもの	
係る承認		もの		係るもの			
に関する							
こと。							

別表第4第1号の表学長又は校長専決事項の欄中第15項を第16項とし、第10項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 修学部分休業に係る承認及び届出の受理に関すること。

別表第4第2号の表所長専決事項の欄中第15項を第16項とし、第10項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 修学部分休業に係る承認及び届出の受理に関すること。

別表第4第2号の表事務局長専決事項の欄第1項中「第10項」を「第11項まで」に改める。

別表第4第3号の表(総合支庁、米沢女子短期大学、保健医療大学、総合療育訓練センター、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校以外の出先機関の長の共通専決事項)の項中第18項を第19項とし、第10項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 修学部分休業に係る承認及び届出の受理に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告示

山形県告示第607号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤

弘

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程(昭和42年7月県告示第697号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項中「年0.375パーセント」を「年0.35パーセント」に、「年0.75パーセント」を「年0.7パーセント」 に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成17年6月10日から適用する。
- 2 平成17年6月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第608号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。 平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

	指	定	医	療 梯	幾 関	の	名	称		指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指定	年月日
五	+	+	嵐	Ĭ.	E E	科	9	Ē	院	山形市本町一丁目7番31号 大二ビル3階	平成1	7. 5.19
ਣੇ	٢	う	歯	科	ク	IJ	=	ツ	ク	同 城西町二丁目1番5号	同	6. 1
医组	療法ノ	人社[<u>च</u>	ほん	まこ	ども	クリ	= %	ノク	同 若宮69番地1(54街区1)		同
ਣੇ	な	だ	歯	科	ク	IJ	=	ツ	ク	同 香澄町二丁目11番8号	同	6. 9
き	は	5	歯	科	ク	IJ	=	ツ	ク	村山市楯岡新町四丁目 2 番29号	同	6.27

山形県告示第609号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

	指	定	医	療	機	関	の	名	称		指	定	医	療	機	関	Ø	所	在	地	廃止年月日
ほ	Ь	ま	ت	ど	ŧ	ク	IJ	=	ツ	ク	山形市	苦宮(69番	地 1	(54	4街区	₹1])			平成17. 3.31

山形県告示第610号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

	指 定 施	術 機 関	の名	称	指定施術機関の所在地	指定年月日
小	田鍼灸、	マッサー	ジ治	療院	南陽市赤湯500番地の 1	平成17.7.1
小	野	接	骨	院	米沢市城西三丁目 1 番93号	同

山形県告示第611号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年7月8日

	指	定	施	術	機	関	の	名	称		指	定	施	術	機	関	Ø	所	在	地	廃止年月日
黒		В	B		施		报	莞		院	東根市	温泉	<u>ET</u> —	丁目	9番	₹16 5	=				平成17. 5.31

山形県告示第612号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。 平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日		
デイサービス「言葉の泉」	通 所 介 護	米沢市中田町751番地 1	平成17. 6.17		
デイサービスセンターなごや か酒田	同	酒田市大字十里塚字村東山南317番 地1	同 6.21		
ほっとin福寿草	短期入所生活介護 通 所 介 護	山形市飯田五丁目 1 番53号	同 6.22		
医療法人徳洲会山形徳洲会介 護センター	通 所 介 護	同 清住町二丁目89番6号	同		

山形県告示第613号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の	事業所の名称及び所在地	居	宅サー	- ビス	の	指定年月日
名称及び所在地	事業///の自事/人の///在地	種	類			ווערדיים
有限会社やすらぎ福祉セン	やすらぎ福祉センター					
ター		诵	FiF-	介	護	平成17.6.30
最上郡真室川町大字平岡1658	最上郡真室川町大字平岡1658番地 2	匜	<i>F</i> /1	71	吱	 /13.17.0.30
番地 2						

山形県告示第614号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の 届出があった。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅介護支援事業者	事業所の名称及び所在地	・ 変更年月日
の名称及び所在地	変 更 前 変 更 後	女丈牛/7日
社会福祉法人一幸会	健楽園居宅介護支援センター	平成17.6.4
鶴岡市美原町4番40号	鶴岡市美原町4番40号 鶴岡市美原町3番7号	平成17. 6. 4

山形県告示第615号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。 平成17年7月8日

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社 愛・めぐみ	多機能型介護ステーションぬくもり	₩₩17 6 20
酒田市泉町 9 番19号	酒田市泉町 9 番19号	平成17. 6.20
酒田市泉町 9 番19号	酒田市泉町 9 番19号	十八八 6.20

山形県告示第616号

昭和57年2月県告示第214号(と畜場法施行規則の規定による検印のと畜場番号の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年7月8日

山形県告示第617号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施する地域 山形市、長井市、南陽市
- 2 公共測量を実施する期間

平成17年7月1日から平成18年3月31日まで

3 作業の種類

公共測量(街区基準点測量及び街区点測量)

山形県告示第618号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、鮭川村宇津森土地改良区の次の役員が退任した 旨の届出があった。

平成17年7月8日

理事及び監事の別		氏	名		住	所
理事	中	嶋	典	雄	最上郡鮭川村大字庭月2206	
同	黒	坂	峰	昭	同 1978	
同	中	嶋	正	美	同 1998	
同	堀	*	信		同 170	
同	井	上	秀	_	同 1980	
同	藤	田	智	昭	同 2038	

	同	高	橋		茂	同	2508 - 1
監	事	松	井		孝	同	2507
	同	堀	*	昭	男	同	2060
	同	井	上	吉	勝	同	2330

山形県告示第619号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、鮭川村宇津森土地改良区の役員に次の者が就任 した旨の届出があった。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別		氏	名		住	所
理事	黒	坂	峰	昭	最上郡鮭川村大字庭月1978	
同	中	嶋	正	美	同 1998	
同	堀	*	昭	男	同 2060	
同	堀	米	信	_	同 170	
同	井	上	秀		同 1980	
同	藤	田	智	昭	同 2038	
同	堀	*	康	男	同 1988	
監事	井	上	吉	勝	同 2330	
同	井	上	俊	_	同 2367	
同	中	嶋	正	勝	同 2188 -	2

山形県告示第620号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

1 土地改良区の名称 吉野川土地改良区

2 事務所の所在地 南陽市蒲生田1594番地の2

3 認可年月日平成17年6月29日

弘

山形県告示第621号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、日向川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤

理事及び監事の別	氏	名	住	所
理事	石 黒	荘 一 郎	酒田市大字米島字宮ノ前14	

山形県告示第622号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道(村)第261号
- 2 指定の場所 東根市神町中央一丁目908 12、134 2の一部、139 4の一部、139 7の一部、908 1の一部、908 9の一部
- 3 道路の現況 幅員6.00メートル 延長143.31メートル
- 4 指定年月日 平成17年6月28日

山形県告示第623号

次の開発行為は、完了した。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成17年5月9日 指令最総建第2号

2 開発区域に含まれる地域の名称

新庄市金沢字南沢1814 - 1、1814 - 2、1814 - 3、1808 - 1、1808 - 2、1808 - 3、1808 - 15、1808 - 16、1576 - 8、1577 - 5、3354 - 6、1808 - 1の先、1814 - 1の先、1808 - 2の先

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号

株式会社デンコードー 代表取締役 井上 元延

山形県告示第624号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。 平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

1 施行者の名称

山形市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画公園事業
 - (2) 名 称 4・3・1号蔵王みはらしの丘公園
 - 2 ・ 2 ・ 127号蔵王みはらしの斤 1 号公園
 - 2・2・129号蔵王みはらしの丘3号公園
 - 2・2・130号蔵王みはらしの丘4号公園
 - 2 ・ 2 ・ 131 号蔵王みはらしの丘 5 号公園
 - 2 ・ 2 ・ 132号蔵王みはらしの丘 6 号公園
- 3 事業地

- (1) 収用の部分 山形市大字松原字石原坂地内
- (2) 使用の部分 山形市大字松原字堤頭、字八ヶ森、字弥陸原、字石原坂、字坂ノ上、字長者屋敷及び字原地 内
- 4 事業施行期間

平成17年7月8日から平成22年3月31日まで

山形県告示第625号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により届出のあった東根市神町北部土地区画整理組合の理事のうち、次の者が退任した旨の届出があった。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

住 所

氏 名

東根市神町北一丁目1-8

遠藤庄太

山形県告示第626号

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。)第11条の4第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する書類の閲覧に関する規程を次のように定める。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

建築基準法に係る確認その他の処分及び報告に関する書類の閲覧に関する規程

(閲覧の場所)

第1条 規則第11条の4第1項に規定する書類の閲覧の場所(以下「閲覧所」という。)を次のとおり設置する。

山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建築課内

寒河江市大字西根字石川西355番地 山形県村山総合支庁建設部西村山総務建築課内

村山市楯岡笛田四丁目5番1号 山形県村山総合支庁建設部北村山総務建築課内

新庄市金沢字大道上2034番地 山形県最上総合支庁建設部建築課内

米沢市金池七丁目 1 番50号 山形県置賜総合支庁建設部建築課内

長井市高野町二丁目3番1号 山形県置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課内

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁建設部建築課内

(閲覧日及び閲覧時間)

- 第2条 閲覧日は、山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)第1条第1項各号に定める日以外の日とする。
- 2 閲覧の時間は、午前9時30分から午後4時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、管理運営上必要がある場合は、閲覧所を臨時に休所し、又は閲覧時間を変更することができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧の請求)

- 第3条 閲覧の請求は、閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)が口頭によりこれを行うものとする。 (遵守事項)
- 第4条 閲覧者は、閲覧書類を閲覧所の外に持ち出してはならない。また、閲覧書類に破損、汚損、加筆等の行為 をしてはならない。
- 2 閲覧者は、静粛を保ちこの規程及び係員の指示に従わなければならない。
- 3 係員は、閲覧者がこの規程に違反し、又は係員の指示に従わない場合は、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 確認の申請書に関する図書の閲覧規程(昭和47年5月県告示第822号)は、廃止する。

782

山形県告示第627号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。) 第7条の3第1項及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

1 中間検査を行う区域

山形県の区域のうち、山形市の区域を除く区域

2 中間検査を行う期間

平成17年10月1日から平成20年9月30日まで

3 中間検査を行う建築物の構造及び規模

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物のうち、地階を除く階数が3以上であり、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えるもの。

4 指定する特定工程

次の各号に掲げる建築物の構造に応じ、当該各号に定める工程とする。ただし、法第18条又は第85条第5項の 適用を受ける建築物に係る工程及び法第68条の20の認証型式部材等を用いている場合を除く。

- (1) 鉄骨造の建築物 基礎及び地中ばりの配筋工事並びに3階の床版の配筋工事又は取付工事
- (2) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 基礎及び地中ばりの配筋工事並びに3階の床版 の配筋工事
- 5 指定する特定工程後の工程 特定工程に係る部分のコンクリート打設工事及び内外装工事
- 6 その他

中間検査を実施する建築物は、平成17年10月1日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請を行った建築物とする。

選挙管理委員会関係

告示

山形県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の 届出があった。

平成17年7月8日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 熊 谷 誠

その他の団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
さがえ俊一後援会	阿部一信	斎 藤 和 彦	東田川郡羽黒町大字荒川字前田 元136 - 1	平成 17. 6. 3

山形県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の 届出があった。

平成17年7月8日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

政 党

政治団体の名称		異動)事	項			内					容		届出年	80
以方凹体仍右机	=	芪 乳) p	垬			新	i			旧			囲山 牛	70
	± <i>t</i> -	ス重剤	络 師α)所在 ^均	Н	東田	川郡藤	島町大	字川	東田川	川郡藤島	哥町大哥	字藤		
	Τ/C	o 1 1	3171 V	<i>711</i> 1112	اقا	尻上(の前59			島字符	座花42 -	2			
自由民主党藤島町支部	代		表	ā	耆	高	橋	德	雄	佐	藤	良	蔵	平成 17.4	. 5
	会	計	責	任	耆	畐	樫	民	雄	伊	藤	繁	喜		
自由民主党山形県自動	会	計	責	任 i	皆	須	賀	順	_	菅	野	謙	_	平成	
車整備支部		н		'- '	-	<i>/</i> //		rips.		I	2,	ниг		17. 6	. 3
自由民主党鶴岡支部	代		表	ā	耆	本	城	昭	_	冏	部	信	矢	平成	
口田以上尤嗣问又即	会	計	責	任有	耆	Ш	村	正	志	吉	田	義	彦	17. 6	. 9

その他の団体

政治団体の名称	異重	動事項		内				容		·届出年月日
以	, 共			新						
もがみ優和会	政治団	体の名和	尔	もがみ	優和	会	明日の最上 髙橋重美後		る会	平成
5 // 67 度 和 云	会 計	責任	¥	伊藤	栄	_	大 沼	弘	志	17. 4.14
自由会館運営協議会	会 計	責 任 者	i i	吉 田	義	彦	佐 藤	春	治	平成 17. 6. 2
山形県自動車整備政治 連盟	会 計	責任	¥	須 賀	順	_	菅 野	謙	_	平成 17. 6. 3
	主たる事	務所の所在は	也し	最上郡真室 岡1037 - 2	川町大字	平	最上郡真室 岡979	⊠川町大	字平	
松沢洋一後援会	代	表	当	齋藤実			佐藤弥五助	ֹ		平成 17. 6. 6
	会 計	責任	¥	佐藤	忠	吉	髙 橋	寿	男	
	主たる事	務所の所在均	也し	最上郡真室 岡1037 - 2	川町大字	₹平	最上郡真室 岡324	⊠川町大:	字平	
真室川町岸宏一後援会	代	表	¥	齋 唐	泰	実	髙橋	美津	雄	平成 17. 6. 6
	会 計	責任	S	佐藤	忠	吉	田中	俊	久	
山形県中小企業政策推 進協議会	代	表	旨	千	烎	栄	渡 辺	芳	人	平成 17. 6.13

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年7月8日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

第78条第4項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 地方公務員法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間 第104条第1項中「農林漁業普及指導手当の支給を受ける職員は」を「条例第13条の9第1項の人事委員会規則で 定める職員は」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理職手当の支給を受ける者を除く。

別表第10中	次長(支給割合6種のものを除く。)		<u>ھ</u>
r	次 長		le le	Ξ,
	課長(支給割合3種、5種及び6種のもの並びに人事委員会の定める職を除く。) 主幹(支給割合6種のものを除く。)		- 	Ē
r 	課長(支給割合3種及び5種のもの並びに人事 委員会の定める職を除く。) 主 幹		la la	Ξ.
r	温海支所長 次長(人事委員会の定めるものに限る。) 農業普及課長 主幹(人事委員会の定めるものに限る。)	6	 種	Ē
r	温海支所長] [Ξ.
病害虫防除所	所 長 主 幹	6	種」を	Ē
病害虫防除所	所 長 主 幹	4	種しに	こ改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第104条第1項及び別表第10の改正規定は、平成17年8月1日から施行する。

山形県人事委員会規則 5 - 2 (特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年7月8日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

第2条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、第20号を削り、 第21号を第19号とし、第22号及び第23号を2号ずつ繰り上げ、第24号を削り、第25号を第22号とし、第26号から第 34号までを3号ずつ繰り上げ、第35号及び第36号を削り、同項第37号中「第18条第1項第3号」を「第16条第1項第3号」に改め、同号を同項第32号とし、同項中第38号を第33号とし、第39号から第42号までを5号ずつ繰り上げる。

第2条の8の次に次の1条を加える。

(農業大学校に勤務する職員の特殊勤務手当)

第2条の9 条例第12条の3の人事委員会規則で定める技術職員は、管理職手当の支給を受ける技術職員とする。 第3条中「第12条の5」を「第12条の4」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、管理職手当の支給を受ける者を除く。

第3条の2第1項中「第12条の7第1項第2号」を「第12条の6第1項第2号」に改め、同条第2項中「第12条の7第1項第3号」を「第12条の6第1項第3号」に改め、同項第2号中「第12条の7第1項第1号」を「第12条の6第1項第1号」に改め、同条第3項中「第12条の7第2項第3号」を「第12条の6第2項第3号」に改め、同項第1号中「第12条の7第2項第1号」を「第12条の6第2項第1号」に改め、同条第4項中「第12条の7第3項第2号」を「第12条の6第3項第2号」に改める。

第3条の3中「第14条第2項の表第8号」を「第14条第2項の表第7号」に改める。

第3条の4中「第14条第2項の表第11号」を「第14条第2項の表第10号」に改める。

第3条の5中「第14条第2項の表第14号」を「第14条第2項の表第13号」に改める。

第3条の6中「第14条第2項の表第15号」を「第14条第2項の表第14号」に改める。

第3条の7中「第14条第2項の表第16号」を「第14条第2項の表第15号」に改める。

第3条の8中「第14条第2項の表第17号」を「第14条第2項の表第16号」に改める。

第4条中「第18条の2」を「第17条」に改める。

第5条中「第19条」を「第18条」に改める。

第5条の2中「第19条の2」を「第19条」に改める。

第12条第1項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号を削り、第22号を第20号とし、第23号及び第24号を2号ずつ繰り上げ、第25号を削り、第26号を第23号とし、第27号から第36号までを3号ずつ繰り上げ、第37号及び第38号を削り、同項第39号中「第18条第1項第3号」を「第16条第1項第3号」に改め、同号を同項第34号とし、同項中第40号を第35号とし、第41号から第44号までを5号ずつ繰り上げ、同条第2項第15号中「第18条第1項第3号」を「第16条第1項第3号」に改め、同条第7項中「第14条第1項及び」を「第14条第1項、」に、「第10条」を「第10条又は山形県職員等の修学部分休業に関する条例(平成17年7月県条例第68号)第3条」に改める。

別記様式第1号の注書第4項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。ただし、第12条第7項の改正規定は公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 5 - 4 (給与の支払監理)の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年7月8日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

第2条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号中「部分休業」を「部分休業 又は修学部分休業」に改め、同号を同条第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 修 学 部 分 休 業 地方公務員法第26条の 2 第 1 項に規定する修学部分休業をいう。

第6条第2項中「時間外勤務等命令簿」を「、時間外勤務等命令簿」に改め、同項第1号中「部分休業」を「部分休業、修学部分休業」に改める。

第10条第2項中「部分休業」を「部分休業、修学部分休業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第18号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年7月8日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程(昭和43年4月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「以下」を「以下この条において」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(修学部分休業)

- 第12条の3 職員は、管理者の承認を受けて、次に掲げる教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「修学部分休業」という。)ができる。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校
 - (2) 学校教育法第82条の2に規定する専修学校
 - (3) 学校教育法第83条に規定する各種学校
- 2 修学部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。
- 3 修学部分休業の承認は、修学部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失うものとする。
- 4 管理者は、修学部分休業をしている職員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該職員に係る修学部分休業の承認を取り消すものとする。
 - (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
 - (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- 5 管理者は、修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となつた場合 で当該職員の同意を得たときは、当該職員に係る修学部分休業の承認を取り消すことができる。
- 6 修学部分休業の承認を受けようとする職員は、、修学部分休業を始めようとする日の1月前までに、修学部分休業承認申請書(別記様式第3号の5の2)を提出しなければならない。ただし、修学部分休業を始めようとする日の1月前までに入学が決定されない場合その他申請できないことについてやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- 7 管理者は、必要があると認めるときは、前項の申請を行つた職員に対し、修学に係る証明書類の提出を求めることができる。
- 8 修学部分休業をしている職員は、第4項各号に定める事由に該当する場合その他当初承認された修学部分休業 に係る修学状況について変更が生じたときは、遅滞なく修学状況変更届(別記様式第3号の5の3)を提出しな ければならない。
- 9 管理者は、職員の修学状況を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して、修学状況に関する報告を求めることができる。
- 10 管理者は、職員の修学部分休業の期間が満了したときは、当該修学の履修内容及び成績等を証明する書類の提出を求めることができる。

別記様式第3号の5の次に次の2様式を加える。

様式第3号の5の2

年 月 日

山形県企業管理者 殿

所属 職 氏 名 印

修学部分休業承認申請書

次のとおり修学部分休業の承認を申請します。

記

1	教育施設名				2 (職:	通	学 時 間 対育施設)	-	時間	分	
3	修学内容等										
4	申請期間		年	月	日	から		年	月	H	まで
5	休 業 時 間		年	月	B	から		年	月	B	まで
		毎日	時	分~	時	分	水	時	分~	時	分
		月	時	分~	時	分	木	時	分~	時	分
		火	時	分~	時	分	金	時	分~	時	分
			年	月	日	から		年	月	日	まで
		毎日	時	分~	時	分	水	時	分~	時	分
		月	時	分~	時	分	木	時	分~	時	分
		火	時	分~	時	分	金	時	分~	時	分
			年	月	日	から		年	月	日	まで
		毎日	時	分~	時	分	水	時	分~	時	分
		月	時	分~	時	分	木	時	分~	時	分
		火	時	分~	時	分	金	時	分~	時	分
			年	月	日	から		年	月	日	まで
		毎日	時	分~	時	分	水	時	分~	時	分
		月	時	分~	時	分	木	時	分~	時	分
		火	時	分~	時	分	金	時	分~	時	分
6	備考										

- (注) 1 この申請書には、申請に係る教育施設の入学を証明する書類(合格通知、教育施設が発行する入学証明書等)を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること(写しでも可)。
 - 2 「3 修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているか記入すること。
 - 3 「5 休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
 - 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「備考」に記入すること。
 - 5 修学部分休業の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

(裏面)

日	付	休業の	の承認を取	り消された	た時間	時間数	申請者	承認権	経	ф	*	СП	備	考
	ניו ניו	午	前	午	後	时间数	ED	者 印	(全)	由	者	印	1/ 	4
		時	分から	時	分から	時間								
		時	分まで	時	分まで	分								
		時	分から	時	分から	時間								
		時	分まで	時	分まで	分								
		時	分から	時	分から	時間								
		時	分まで	時	分まで	分								
		時	分から	時	分から	時間								
		時	分まで	時	分まで	分								
		時	分から	時	分から	時間								
		時	分まで	時	分まで	分								
		時	分から	時	分から	時間								
		時	分まで	時	分まで	分								
		時	分から	時	分から	時間								
		時	分まで	時	分まで	分								
		時	分から	時	分から	時間								
		時	分まで	時	分まで	分								
		時	分から	時	分から	時間								
		時	分まで	時	分まで	分								

	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			

様式第3号の5の3

年 月 日

山形県企業管理者

殿

所属 職 氏 名 印

修学状况变更届

次のとおり修学部分休業に係る修学状況について変更が生じましたので届け出ます。

記

1 届出の事由

修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した。 修学部分休業にかかる教育施設の課程を休学した。

その他(

)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する にはレ点を記入すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第19号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成17年7月8日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程(昭和40年6月県企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1(局長専決事項)の項中第35項を第36項とし、第15項から第34項までを1項ずつ繰り下げ、第14項の次に次の1項を加える。

15 局次長及び課長の修学部分休業に係る承認及び届出の受理に関すること。

別表第1(課長共通専決事項)の項中第25項を第26項とし、第8項から第24項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 所属職員の修学部分休業に係る承認及び届出の受理に関すること。

別表第2左欄中第31項を第32項とし、第8項から第30項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 修学部分休業に係る承認及び届出の受理に関すること。

別表第2右欄第1項中「第8項」を「第9項」に、「第10項及び第11項」を「第11項及び第12項」に改め、同欄第2項中「第9項、第15項から第27項まで、」を「第10項、第16項から第28項まで」に、「第31項」を「第32項」に改める。

別表第3第1項中「第25項」を「第26項」に、「第23項第12号及び第19号」を「第24項第12号及び第19号」に、「第31項」を「第32項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第10号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年7月8日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程(平成15年3月県病院事業管理規程第17号)の一部を次のように改正する。 第15条の次に次の1条を加える。

(修学部分休業)

- 第15条の2 職員は、管理者の承認を受けて、次に掲げる教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「修学部分休業」という。)ができる。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校
 - (2) 学校教育法第82条の2に規定する専修学校
 - (3) 学校教育法第83条に規定する各種学校
- 2 修学部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。
- 3 第1項の規定による承認は、修学部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失うものとする。
- 4 管理者は、修学部分休業をしている職員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該職員に係る修 学部分休業の承認を取り消すものとする。
 - (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
 - (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- 5 管理者は、修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合 で当該職員の同意を得たときは、当該職員に係る修学部分休業の承認を取り消すことができる。
- 6 修学部分休業の承認の申請は、修学部分休業を始めようとする日の1月前までに、修学部分休業承認申請書(別記様式第8号の2)により行わなければならない。ただし、修学部分休業を始めようとする日の1月前までに入学が決定されない場合その他申請できないことについてやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- 7 管理者は、必要があると認めるときは、前項の申請を行った職員に対し、修学に係る証明書類の提出を求めることができる。
- 8 修学部分休業をしている職員は、第4項各号に定める事由に該当する場合その他当初承認された修学部分休業 に係る修学状況について変更が生じたときは、遅滞なく修学状況変更届(別記様式第8号の3)を提出しなけれ ばならない。
- 9 職員の修学状況を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して修学状況に関する報告を求めることができる。
- 10 管理者は、職員の修学部分休業の期間が満了したときは、当該修学の履修内容及び成績等を証明する書類の提出を求めることができる。

別記様式第8号の次に次の2様式を加える。

(表)

様式第8号の2

年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

(申請者) 所属 職 氏 名 印

修学部分休業承認申請書

下記のとおり修学部分休業の承認を申請します。

記

1	教	育邡	色 設	名				2 (職:		学 時 間 対育施設	-	時間		分
3	修	学区	内容	等										
4	申	請	期	間		年	月	B	から		年	月	日	まで
						年	月	日	から		年	月	日	まで
					毎日	時	分~	時	分	水	時	分~	時	分
					月	時	分~	時	分	木	時	分~	時	分
					火	時	分~	時	分	金	時	分~	時	分
						年	月	日	から		年	月	日	まで
					毎日	時	分~	時	分	水	時	分~	時	分
					月	時	分~	時	分	木	時	分~	時	分
5	休	業	時	間	火	時	分~	時	分	金	時	分~	時	分
	ΝN	*	HVJ	ا (۱۳		年	月	日	から		. 年	月	日	まで
					毎日	時	分~	時	分	水	時	分~	時	分
					月	時	分~	時	分	木	時	分~	時	分
					火	時	分~	時	分	金	時	分~	時	分
						年	月	日	から		年	月	日	まで
					毎日	時	分~	時	分	水	時	分~	時	分
					月	時	分~	時	分	木	時	分~	時	分
					火	時	分~	時	分	金	時	分~	時	分
6	備			考										

- (注) 1 この申請書には、申請に係る教育施設の入学を証明する書類(合格通知、教育施設が発行する入学証 明書等)を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること(写しでも可)。
 - 2 「3 修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような業務に関する能力の向上を考えているか 記入すること。
 - 3 「5 休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
 - 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間 がある場合は、その旨及び期間を「6 備考」に記入すること。
 - 5 修学部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

(裏)

日 付 —	休業の	の承認を取	り消されな	た時間	申請	申請者	申請者 承認権		级 市 学 印			備者	_
עו ם	午	前	午	後	時間数	ED	者 印	経	由	者	印	1補	7
	時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	 時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	 時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								
	 時	分から	時	分から	時間								
	時	分まで	時	分まで	分								

様式第8号の3

年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

所属 職 氏 名 印

修学状况变更届

次のとおり修学部分休業に係る修学状況について変更が生じたので届け出ます。

記

1 届出の事由

修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した その他(

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する にはレ点を記入すること。

附目

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第11号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年7月8日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

)

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程(平成15年3月県病院事業管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

第38条第1項第5号の次に次の2号を加える。

- (5)の2 修学部分休業承認申請書(就業規程別記様式第8号の2による。)
- (5)の3 修学状況変更届(就業規程別記様式第8号の3による。)

第38条第6項中「部分休業」を「部分休業又は修学部分休業」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第12号

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年7月8日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 -

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1人事・服務の項中第18項を第19項とし、第9項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 修学部分休業に係る承認及び届出の受理に関すること。 局次長等及び課長 所属職員に係るも に係るもの

別表第2病院の長専決事項の欄中第21項を第22項とし、第10項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 修学部分休業に係る承認及び届出の受理に関すること。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

報

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成17年6月21日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人オープンハウスこんぺいとう

(2) 代表者の氏名

川又 真貴子

(3) 主たる事務所の所在地

新庄市大字松本231番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域に対して、福祉に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、平成17年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日 時 平成17年10月14日(金)午前10時から正午まで
 - (2) 場 所 山形県工業技術センター講堂 山形市松栄二丁目2番1号
- 2 受験手続

受験願書を平成17年9月5日(月)から平成17年9月16日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観 光部産業政策課に提出すること(郵送による提出の場合は、9月16日(金)までの消印のあるものに限り受け付け る。)。

3 その他

詳細については、商工労働観光部産業政策課鉱政担当(電話023(630)2361)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ロ - タリ除雪車等の調達について、一般競争入 札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成17年7月8日

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 入札書の提出場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当
 - (2) 入札書の受領期限 平成17年8月22日(月)午後1時
 - (3) 開札の場所及び日時 山形県庁入札室(2階)平成17年8月23日(火)午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量
 - イ ロ-タリ除雪車(2.6メ-トル級 幅2.6m) 1台

- ロ ロ-タリ除雪車(2.2メ-トル級 幅2.6m 高雪堤処理装置) 1台
- ハ ロ-タリ除雪車(2.2メ-トル級 幅2.6m 後輪ダブルタイヤ) 1台
- ニ 除雪グレ-ダ(3.7メ-トル級) 1台
- ホ 除雪グレ-ダ(3.7メ-トル級 ブレード緩衝装置) 1台
- へ 除雪トラック (7トン級 除雪専用) 1台
- ト 除雪ド-ザ(13トン級 車輪式) 3台
- チ 除雪ド・ザ(11トン級 車輪式 両サイドシャッター) 1台
- リ 除雪ド-ザ(11トン級 車輪式) 3台
- ヌ 小型除雪車 (1.0メ-トル級) 3台
- ル 凍結防止剤散布車(湿式2.5立方メ・トル 全輪駆動) 1台
- ヲ 凍結防止剤散布車(乾式2.5立方メ・トル 全輪駆動 積込装置) 3台
- ワ 凍結防止剤散布車(乾式2.5立方メ・トル 全輪駆動) 2台
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成17年11月30日(水) ただし(1)へについては平成17年12月20日(火)
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)のイからりまでごとに総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成17年1月18日付け県公報第1611号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフタ・サ・ビス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 10の(1)により提出された製作仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2723
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則 第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則 第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 契約の締結

この契約の締結については、調達をする物品により、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和39年3月県条例第6号)第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

- 10 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類(以下「製作仕様書等」という。)を平成17年8月4日(木)までに提出すること。この場合において、製作仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、

それに応じるものとする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。
- 11 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Rotary Snow Remover (Snow removing width : 2.6 meters class, snow removing width : 2.6 meters) Quantity : 1

Rotary Snow Remover (Snow removing width: 2.2 meters class, snow removing width: 2.6 meters, equipped with the disposer of high snow bank) Quantity: 1

Rotary Snow Remover (Snow removing width: 2.2 meters class, snow removing width: 2.6 meters, double rear wheels) Quantity: 1

Snow Removing Motor Grader (Blade length: 3.7 meters class) Quantity: 1

Snow Removing Motor Grader (Blade length: 3.7 meters class, equipped with blade shock absorber) Quantity: 1

Snow Removal Truck (Operating weight: 7 ton class, only for snow removal) Quantity: 1

Snow Removing Wheel Type Loader (Operating weight: 13 ton class) Quantity: 3

Snow Removing Wheel Type Loader (Operating weight: 11 ton class, equipped with a shutter both sides)
Quantity: 1

Snow Removing Wheel Type Loader (Operating weight: 11 ton class) Quantity: 3

Compact Snow Remover (Snow removing width: 1 meter class) Quantity: 3

Material Spreaders (Four wheel drive, hopper capacity: 2.5 cubic meters class) Quantity: 1

Material Spreaders (Four wheel drive, hopper capacity: 2.5 cubic meters class, equipped with a lift equipment)Quantity: 3

Material Spreaders (Four wheel drive, hopper capacity: 2.5 cubic meters class) Quantity: 2

- (2) Time-limit for tender: 1:00P.M.August 22, 2005
- (3) Contact point for the notice: Commodity supplies section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2723